

一般廃棄物収集・運搬業許可証

住所 島根県大田市鳥井町鳥越413-14
氏名 株式会社山崎組 代表取締役 山崎 宏隆 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

川本町長 野坂 一 弥



許可の年月日 令和 6年 7月 3日

許可の有効期限 令和 8年 4月23日

- 1 事業の範囲 川本町内全域における一般廃棄物収集運搬業
- 2 許可の条件 関係法令、条例、規則及び特記事項を遵守すること

特記事項

- ① 町内で収集運搬にあたる車両は指定した車両に限る。なお、運搬の際には廃棄物の飛散及び流出、悪臭の漏出がないようにすること。
- ② 運搬車両に乗り込み、作業に従事する従業員は、車両1台につき運転手を含め2名以上確保すること。
- ③ 邑智クリーンセンターへの搬入に際しては、施設が示す搬入許可区域及び注意事項を厳守するとともに、施設職員の指示に従うこと。

- 3 許可の更新、変更の状況
収集運搬車両の追加(新規3台、計12台)